

# 東武会 NEWS

東武会NEWS  
No.1903  
平成19年 3月発行

今月のトピック

## 国際線機内への液体持込制限の導入

春の卒業旅行・家族旅行等の海外旅行シーズンに向け、今一度ご確認ください

概要

平成19年3月1日より、国際線航空機の暫定的保安措置として液体物の機内持込が制限されました。

制度内容

液体物(ジェル及びエアゾールを含む)を手荷物として客室内に持込む際の制限であり、受託手荷物(カウンターで預けるスーツケース等)には適用されません。



具体的制度内容

- 液体物は、容量100ml以下の個々の容器で。
- 上記容器を1L以下の無色透明プラスチック袋に余裕をもって入れる。
- 旅客1人につき1袋のみ。(検査場にて提示)
- 医薬品、ベビーミルク・フード、特別制限食等については、適用除外。
- 手荷物検査の効率的実施のため、上記袋及びパソコン等電子機器はバッグから出し、上着類は脱いで別々に検査員に提示
- 検査後免税店等で購入した酒類等は持込可。
- 海外乗継の場合、その国のルールに従い没収される可能性有り。

## 専門業務通信

<環境業務部>

<国際業務部>

### 産業廃棄物処理Q & A

産業廃棄物処理委託モデル契約書(平成18年12月)

平成18年に保護・帰国支援した人身取引の被害者数

建設工事等で、元請け業者、下請け業者が存在する場合、排出者は誰になるのですか?この場合、産業廃棄物処理業の許可が必要となる場合はどんな場合ですか?

平成18年の改正事項  
処理委託契約時に提供した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更がある場合における情報の伝達方法を記載する。(平成18年7月1日から)  
なお、このことに関連して、平成18年3月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が環境省によって示され、この中において、廃棄物情報の提供に際して廃棄物データシート(WDS)の利用を促している。

平成18年中に入管が保護又は帰国支援した人身取引の被害者は47人で、うち不法残留等入管法違反となっている27人全員については、在留特別許可が出されました。

質問

回答

原則として元請け業者が排出事業者となります。

パソコン等7製品に有害物質含有マーク(JIS C0950)が表示されることから、対象物の処理を委託する際には含有マークの表示に関する事項を処理委託契約書に記載する。(平成18年7月1日から)  
処理委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物(石綿を0.1%を超えて含むもので、廃石綿等を除く)が含まれる場合はその旨を記載する。(平成18年10月1日から)

国籍	処理状況		合計(人)
	正規在留	在留特別許可	
フィリピン	19	10	29
インドネシア	0	14	14
タイ	1	2	3
韓国	0	1	1
総数	20	27	47

例外として、元請け業者が建設工事等において、進行状況の管理、調整等を行わない場合(建設業法違反になる可能性があります)建設工事自体を施工主から分離発注を受ける場合など様々なケースがあることが想定されます。

法令では、産業廃棄物の処理を委託する際には、許可業者等へ処理委託しなければなりません。その際には、「書面で委託契約を結ぶこと」や「契約書面へ記載しなければならない事項」が定められています。  
(注意)平成18年7月1日より、委託契約書に含まれるべき事項が追加されました。7月1日以降に締結あるいは更新された契約書が規制の対象となります。(参考:環境省・東京都HP)

なお、元請け業者が排出事業者になる場合、建設工事等で発生した産業廃棄物を下請け業者が処理(収集運搬・処分)する場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要となるので注意が必要です。  
(参考:埼玉県廃棄物指導課HP)

法務省入国管理局平成19年2月広報資料より

### 結婚契約書

取扱い開始!!

行政書士ネットワーク東武会では、お二人の新たな門出の記念となる「結婚契約書」を作成しております。  
ご用命は事務局まで。

### 東武会

“今月の重点活動”

建設業許可更新  
キャンペーン  
実施中!

たぐいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

### 「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

### その他各種勉強会出張開催いたします

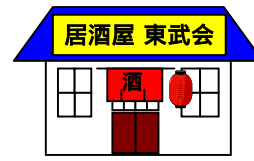
- 一般・企業向け勉強会
- ・相続・遺言
  - ・独立・開業
  - ・会社の財務
  - ・各種営業許可
- 行政書士向け業務勉強会
- ・相続・遺言業務
  - ・在留資格等国際業務
  - ・産廃許可等環境関係業務
  - ・運送事業関係業務
- 詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

### 今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



和食を中心とした居酒屋の開業を考えています。15年間レストラン・居酒屋・小料理屋で、調理や接客を将来の独立に備え、学びました。私と家内と従業員を2~3人雇うつもりです。法人設立の方法や、開業にあたって注意する点等ありますでしょうか?



(4回目)前号でまで、「人・物・金」「事業計画・資金調達」「個人事業・法人設立」と話を進めて参りました。最後に開業時の注意点ですが、当然ですが、独立開業をしようとする方はご自身の技術やサービスに自信をお持ちです。又最近の傾向として独自技術や独自サービスが最大のポイントとされる情報も多いです。  
事業の成功の秘訣をその事業の「オンリーワン性(独自性、特許の様なもの)」や「ニッチ性(すきま性)」と考える方は多いですが、どんなに良い商品・サービスであっても、それが軌道に乗るまではかなりの時間が掛かります。また、ある一つの商品・サービスで「新しいマーケット」を開拓しようとする場合、販売先数が少なくなる場合が多く、それが事業の安定性を阻害する可能性があります。もちろん、例外はあるでしょうが、商品設定をする場合「売れる商品」と「売りたい商品」を分けて考えることも大切です。「売れる商品」で事業の基礎を固め、「売りたい商品」で事業の将来性を期待する、その様な考え方も大切です。1.市場規模(同業種は多いか)2.将来性はどうか3.商圏はどこまでか4.店売りをする場合ロケーションはどうか(面前交通量等)5.販売先はB(Business・企業先)かC(Customer・最終消費者)か6.安定した仕入れが図れるか、等に注意し、ここで何が売れるのか、を常に考える。開業時の一番の注意点はその様な点にあると思います。

## 行政書士ネットワーク東武会

事務局のご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15  
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。